

【令和2年度要求額29百万円(23百万円)】

温泉の保護、適正利用及び可燃性天然ガスによる災害防止とともに、「新・湯治」による温泉地活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 温泉法の適正な施行を通じて、大自然の恵みである温泉を将来の世代に引き継ぎ、温泉の適正利用、情報提供の推進 を通じて利用者の安全・安心を確保するとともに、温泉採取施設等における可燃性天然ガスによる災害の防止を図る。
- ② 温泉の力や自然や文化等の地域が持つ地域資源の力を十分に発揮し、国民共有の資源である温泉を将来にわたって引 き継いでいくため、温泉地の活性化を図る。

2. 事業内容

- (1) 温泉資源の保護に関する法施行状況等調査事業 都道府県が温泉掘削の許可等を行う上での基本的な指針である「温 泉資源の保護に関するガイドライン」の見直しに向けて必要な情報の 調査・検討等を行う。
- (2) 温泉の安全で適正な利用に関する法施行状況等調査事業 温泉付随可燃性天然ガスによる災害防止のための採取許可等制度の 施行状況、硫化水素中毒事故等を踏まえた硫黄泉に関する利用実態調 **査等を行う。**
- (3) 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業 現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方やその推進のため に必要な考え方として有識者会議で提案された「新・湯治推進プラ ン」の内容を実現するために必要な事業を実施する。

3. 事業スキーム

請負事業 ■事業形態

■請負先 民間事業者・団体

■実施期間 平成18年度~

4. イメージ

温泉法の概要(昭和23年法律第125号)

温泉の保護等

温泉の掘削等の許可制

温泉源保護の措置

温泉の採取に 伴う災害の防止

温泉の利用

温泉の採取の許可制

温泉の公共的利用の許可制

温泉の成分、禁忌症等の掲示

国民保養温泉地の指定

※許可等制度は、都道府県の自治事務として運用





新しい取り組みによる温泉地活性化

可燃性天然ガスによる事故防止対策

お問合せ先: 自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 電話:03-5521-8280

(3) 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業(増額要求)

- ○「チーム 新・湯治」の運営等業務 12百万円(6百万円)
- ・現代のライフスタイルにあった温泉地での過ごし方である「新・湯治」の趣旨に賛同する自治体、団体、企業等を募り、 「チーム 新・湯治」として官民連携のネットワークを構築し、ホームページやセミナー等の運営を通じて温泉地と企業等の相互理解・連携の推進を図り、温泉地の活性化を後押しする。また、温泉地で過ごすことの健康回復、ストレス改善効果等を把握する調査を全国で実施する(継続)。
- ・温泉地を活用した新しいスタイルの滞在方法として、都市部の企業がサテライトオフィス、テレワーク等に温泉地を活用する取り組みが注目されている。温泉地・企業それぞれにメリットがあるため、「チーム新・湯治」のネットワーク等を活用した全国の温泉地への普及促進に向けて、先進事例、温泉地活用方法、導入手法等の調査を行う(新規)。

・日本の温泉地全体の活性化を図るため、「新・湯治」の考えに沿った先進的な取り組みを認定する制度を導入するなど、「チーム新・湯治」のネットワークを最大限に活用して自立的に全国の温泉地への波及を促していくための仕組みの検討を行う(新規)。

〈ムへの参加



・地域産品の消費、ツー

平日、閑散期の利用者確保